

統計資料から見る相続対策の現状 ～相続税の納税猶予などに係る統計～ その3

今回は、国税庁の統計資料から、相続税の納税猶予の利用状況や税額控除の現状などを紹介・分析して解説します。なお、平成27年1月1日以後に開始した相続から相続税の基礎控除額が引下げられたので、その年分以降の利用状況などを確認します。

1. 相続税の納税猶予(山林を除く)適用件数等

(単位:人/百万円)

	農地等納税猶予		株式等納税猶予		特例株式等納税猶予		医療法人持分納税猶予	
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	相続人の数	金額	相続人の数	金額
平成27年	1,840	43,969	224	14,813	—	—	28	1,230
平成28年	1,714	41,200	194	9,865	—	—	15	1,984
平成29年	1,644	40,405	230	15,333	—	—	10	368
平成30年	1,461	46,659	41	2,560	481	29,431	28	928

(1) 農地等の納税猶予は、適用件数が減少傾向にあります。都心部の農地等については、納税猶予の適用を受けると終身営農が要件とされるため、農業を継続して営む意思が明確な場合に選択される傾向にあると思われます。また、1件当たりの納税猶予税額は増加傾向にあり、農業経営の規模の大きなところだけが納税猶予の適用を受けていると思われます。

(2) 株式等の納税猶予では、平成30年から特例株式等納税猶予制度がスタートしたことから、利用件数は増加するものと予想されます。

(3) 医療法人持分の納税猶予は、適用期限を延長しても利用件数の増加は見込めない状況です。

なお、山林の納税猶予制度の利用は、皆無に近い状況です。

2. 税額控除(課税状況)

(単位:人/百万円)

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	相続人の数	金額	相続人の数	金額
暦年贈与	9,284	6,380	9,448	12,452	9,897	13,531	10,335	9,702
配偶者	39,984	497,657	39,993	480,234	41,431	485,869	41,850	540,691
未成年者	1,971	870	1,982	911	1,936	824	1,880	850
障害者	7,748	12,744	7,763	12,476	8,221	13,375	8,347	13,555
相次相続	7,808	23,661	8,346	26,024	8,881	25,484	9,082	30,047
外国税額	49	6,835	43	1,634	59	2,798	66	1,278
相続時精算課税贈与	1,787	12,618	1,905	11,266	1,944	14,735	2,170	15,964

① 暦年贈与は、平成30年でみると、税額控除の適用を受けた者は10,335人で、1人当たりの税額控除額は約94万円となります。しかし、同年の生前贈与加算の対象者は37,121人ですので、26,786人の大半の人は贈与税の基礎控除額以下の贈与を実行した者になります。

② 配偶者の税額軽減は、最も多く利用されている制度で、1人当たりの税額控除額は約1,292万円となっています。配偶者は法定相続分又は1億6千万円のいずれか多い金額までの相続については、この軽減規定の適用を受けることで納付すべき税額はゼロとなります。

③ 令和4年4月1日以後は、民法改正によって未成年の年齢が18歳に引下げられることから対象者が減少することになります。一方、障害者は被後見人も障害者に該当することから、徐々に増加傾向にあります。

④ 相次相続控除は、被相続人の年齢が高齢化していて、その相続開始から10年以内に次の相続が開始することも少ないことから、増加傾向にあります。

⑤ 外国税額控除は、対象者は少ないものの増加傾向にあります。国外財産を相続したり、国外に相続人等が居住している場合に、その国でも相続税の課税が行われる場合には、二重課税排除のためにこの適用を受けることができます。

⑥ 相続時精算課税贈与は、平成30年でみると、税額控除の適用を受けた相続人の数は2,170人で、1人当たりの税額控除額は735万円となります。しかし、同年の相続時精算課税適用者は7,951人となっています。そのため、2,500万円の特別控除額以下の贈与を受けた者は5,781人と計算されます。

(文責:山本和義)